

津サッカースポーツ少年団 規約

- 第 1 条 本団は『津サッカースポーツ少年団』と称する。
- 第 2 条 本団は「サッカーを通じて少年相互の親睦とサッカー技術の向上を目指し健全な心身の育成を図る」ことを目的とし次の活動を行う。
(1) 団員相互の実技練習やゲームを実施する。
(2) 市本部等の企画する大会等に参加し、各団との親善を図る。
(3) 対外試合の実施や試合の見学をする。
(4) その他団の目的達成に必要な活動を行う。
- 第 3 条 本団はサッカーを愛好しその普及向上を願い、本団の目的に賛同する幼児、小学生、中学生とその保護者及び指導者をもって組織する。
- 第 4 条 本団は次の役員を置く。
・ 顧問 若干名
・ 団長 1 名
・ 育成会代表 若干名
・ 事務局 若干名
・ 副団長 若干名
・ 会計 若干名
・ 監査 若干名
・ 指導者 若干名
- 第 5 条 役員は保護者及び指導者の互選によって決定し、任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。
- 第 6 条 団長は団務を統括し本団を代表する。
副団長は団長を補佐し団長事故ある時はその職務を代行する。
- 第 7 条 役員会は必要に応じて開催する事ができる。また役員会は別に定める総会に次の事を報告する。また、育成会は、育成会規約に基づき設立できる。
(1) 年度活動報告及び決算報告
(2) 次年度活動計画及び予算計画
(3) その他、代表及び役員が必要と認めた事項
- 第 8 条 本団の経費は、会費及び補助金・寄附金・その他の収入をあてる。
(1) 幼児会費 年間 3,000 円
小学生会費 1～3 年生 年間 12,000 円
4～6 年生 年間 14,000 円とし前期 (9 月迄) 後期に分割する。
但し、兄弟・姉妹の二人目は年間 10,000 円、
三人目は年間 7,000 円とする。
納入は期別、あるいは 1 年単位のいずれでも可とする。
期の途中で入団した場合、期別の月割り (100 円単位切り上げ) を徴収する。
(2) 中学生会費 年間 3,000 円としその他は実費とする。
(3) ユニホーム代や遠征費等は都度定め徴収する。
- 第 9 条 本団の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。
- 第 10 条 本団の規約変更は、役員会の決議を経て総会の 2 / 3 以上の承認を必要とする。
- 第 11 条 総会 (育成会連絡会)
団員の保護者への連絡を密にし、団運営を支援するために行う。
(1) 定期総会は毎年 3 月に開催する。
(2) 団長が必要と認めた場合この会を召集する事ができる。
(3) 役員を選任を行う。

付則

- 1 . 本団規約は昭和59年5月4日より実施する。
- 2 . 入団しようとする者は、津サッカースポーツ少年団入団承諾書を団長に提出する。
- 3 . 事故について
 - a . 本団の主催する練習または試合等についてはスポーツ安全協会障害保険の適用を受け、その取り扱いを受けない場合は自己（保護者）負担とする。
 - b . 練習または試合中及びその途中（道中）における事故について、本団は一切責任を持たない。
- 4 . 送迎の乗合において、他人の車両への同乗者とその保護者は、不慮の事故があった場合、運転者及びその家族ならびに津サッカースポーツ少年団に責任の追及、金銭的請求は一切しない。
- 5 . 指導者審判講習会の金額を団にて全額負担する。
- 6 . 個人情報保護法に基づき適正に対処する。

以上

平成25年3月改正
平成26年3月改正
平成29年3月改定
平成30年3月改定

